

## 第7部 (5) 追及 何に勝ったか 司法の現実

2016年4月21日午後、仙台地裁。石巻市大川小訴訟の8回目となる口頭弁論。原告団長の今野浩行さん(56)が、法廷で声を張った。遺族代理人から、交通事故と今回の津波被災の違いを聞かれた時だ。

「学校は子どもを守るプロがいる、最も安全で安心できる場所。親はそれを疑いもしていなかった」

「最低限、何があっても命は保障してもらわなければ、これからの義務教育、何を信じて学校に子どもを預けるのか」

6年だった長男大輔君=当時(12)=は、もうこの世にいない。こんなことは、もうあってはならない。遺族の思いを代弁した。法廷は静まり返った。

児童23人の19遺族は14年3月10日、市と宮城県を相手に約23億円の損害賠償を求める訴えを起こした。津波襲来までの約50分間に何があったのか。市教育委員会も、第三者検証委員会も届かなかった「真実」の究明を託した裁判だった。

最大の争点は、河口から約3.7キロ離れ、市の津波浸水予想区域から外れていた大川小で津波を予見できたかどうか。市は「天災であり、大津波を予見できなかったのはやむを得ない」と反論し、争った。



地裁判決後、子どもたちの遺影の前で記者会見に臨む遺族=2016年10月26日、仙台市青葉区の仙台弁護士会館

提訴から2年7カ月後の16年10月26日、仙台地裁は学校側の責任を認め、遺族に約14億円を支払うよう市と県に命じた。

「勝訴 子供たちの声が届いた!!」

判決言い渡し直後、一人息子だった3年の健太君=同(9)=を亡くした佐藤美広さん(57)が、地裁前の坂を駆け降りる。右手で目元を拭い、原告全員の思いを記した横断幕を掲げた。あの日まで「単なる田舎のおんちゃん、おばちゃん」(遺族)だった父親と母親。「子どもたちの最期を知りたい」との執念がつかみ取った結果だった。

地裁は87ページに及ぶ判決文で、津波襲来に至る分刻みの事実経過を認定した。ただ、最も遺族が知りたかった「なぜ避難が遅れたのか」は十分に解明されなかった。唯一生き残った男性教務主任(57)の証人尋問は認められず、新たに判明した事実は皆無に近かった。

地裁審理は津波の予見可能性に争点が集約された。民事訴訟は、裁判所が双方の主張と証拠を比べ、説得力の優劣を判断するにすぎない。「疑問を解消するために提訴したが、限界を感じた」。人生初の裁判に臨んだ遺族の、偽らざる感想だった。

地裁判決には、法曹界からも異論が相次いだ。現場の教職員が津波襲来を予見できた時間を、津波襲来7分前の午後3時30分ごろと認定した部分だ。

市代理人は「7分で避難行動が取れるわけがない。あの日の校庭にはスーパーマンが求められた」と皮肉った。遺族代理人は「過失の認定が遅すぎる。事前防災の怠慢を許す判決で、これでは同じ悲劇が繰り返される」と批判した。

「裁判で勝ったら、ハイタッチして喜ぶのかと思っていた」

6年の三男雄樹君=同(12)=を亡くした佐藤和隆さん(51)は判決の日の夜、突然むなしさに襲われた。裁判には勝ったが、息子は返ってこない。いったい何に勝ったんだろう。

亀山紘市長は判決の2日後、早々と控訴する考えを示した。市と県が責任を認めて謝罪し、検証を再開するという遺族の願いは、また遠ざかった。